

全国奉仕活動・体験活動推進協議会の開催について

平成 14 年 10 月 8 日

1. 奉仕活動・体験活動の全国的な支援を効果的に行うよう、関係府省、全国規模の関係団体相互の連携協力関係を構築するための協議の場として、全国奉仕活動・体験活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を開催する。
2. 推進協議会においては、主として次の事項について協議する。
 - (1) 奉仕活動・体験活動の支援・推進について
関係府省及び関係団体の連携協力の促進について
関係府省及び関係団体における取組状況等についての情報交換
奉仕活動・体験活動の推進に関する課題について
 - (2) その他
3. 推進協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。ただし、推進協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び関係団体の職員、外部の有識者等の出席を求めることができる。
4. 推進協議会の庶務は、関係府省の協力を得て、文部科学省生涯学習政策局社会教育課において処理する。
5. 前各項に掲げるもののほか、推進協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、推進協議会において別途定める。

(別紙)

座長 文部科学省大臣官房審議官(生涯学習政策担当)

座長代理 文部科学省生涯学習局社会教育課長

構成員 内閣府政策統括官(総合企画調整)参事官(青少年健全育成担当)

警察庁交通局交通企画課長

警察庁生活安全局生活安全企画課長

総務省大臣官房企画課長

外務省経済協力局民間援助支援室長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課勤労者福祉事業室長

農林水産省経営局女性・就農課長

林野庁森林整備部計画課長

経済産業省商務情報政策局サービスユニットサービス産業課長

国土交通省総合政策局事業総括調整官

国土交通省総合政策局交通消費者行政課長

環境省総合環境政策局環境経済課長

(社)日本青年奉仕協会

(財)さわやか福祉財団

(財)全日本社会教育連合会

(社)中央青少年団体連絡協議会

全国都道府県教育長協議会

全国連合小学校長会

全日本中学校長会

全国高等学校長協会

全国特殊学校長会

国立大学協会

全私学連合

全国専修学校各種学校総連合会

(社)日本PTA全国協議会

全国農業共同組合中央会

日本商工会議所

社会福祉法人全国社会福祉協議会